

平成24年第1回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

1月25日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に対処

するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

条例の特

例に関する条例の一部を改正）

日程第 4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例の一部

を改正）

日程第 5 議案第1号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて

日程第 6 議案第2号 嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正する

ことについて

日程第 7 議案第 3 号 契約の締結について（嵐山町管理型浄化槽整備推進事業）

日程第 8 議案第 4 号 工事請負契約の変更について（七郷小学校体育館改築工事）

日程第 9 議案第 5 号 工事請負契約の変更について（菅谷中学校体育館改築工事）

○出席議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋 谷 登美子 議員	14 番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
大 澤 雄 二 上 下 水 道 課 長	
加 藤 信 幸 教 育 長	
藤 永 政 昭 教育委員会こども課主席主査	

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。平成 24 年第1回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成 24 年嵐山町議会第1回臨時会は成立いたします。

これより開会をいたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

第5番 小林朝光議員

第6番 畠山美幸議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時より議会運営委員会が開催されておりますので、委員長にその報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回臨時会を前にして、本日午前9時から議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長並びに出席要求に基づく出席者として、岩澤町長、高橋副町長、井上総務課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。長提出議案については、承認2件、条例2件、その他3件の合計7件ということでございます。

その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日1月25日の1日限りとすることに決定いたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○長島邦夫議長 お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま委員長報告のとおり本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりでございます。ご了承を願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、承認2件、条例2件、その他3件の計7件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。なお、説明員中、教育委員会、内田こども課長につきましては、都合により欠席しております。かわって担当の藤永主席主査が出席しておりますので、ご了承を願います。

以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東日本大震災大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関し人事院規則の効力が1年延長される改正が行われたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部説明につきましては、省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第170条第1項の規定により、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、承認第2号の専決処分について、細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと思います。今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第120号)が平成23年12月14日に公布さ

れたことに伴い、地方自治法第 179 条第1項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

附則第 18 条の7、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正、東日本大震災の復興支援策で、災害関連支出の範囲の見直しを行ったものです。今回の改正においては、災害によって住宅家財等が損壊し、又はその価格が減少し、使用することが困難となった場合のその住宅家財等の原状回復のための災害関連支出の範囲について、大規模な火災等の場合、火災のやんだ日から3年を経過した日の前日までに支出した費用を含むこととしたものです。

また、用語の定義を明確化したもので、改正前の条文にある特例損失金額は、実際に支出したものとしていましたが、災害関連支出を年をまたいで支出する場合において、現時点で支出されていない金額についても特例の対象となるため、改正後は、それらも特例損失金額の定義に含めることとしたものです。ただし、申告期日前までに支出した部分が当該年度の特例の対象となるため、それについては損失対象金額と新たに定義したものです。

なお、附則については、施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第5、議案第1号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴いまして、所要の改正をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第1号の細部説明をさせていただきます。

改正の条例の新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。

まず初めに、第2条の改正でございますが、用語の定義のところでございますが、管理型浄化槽の対象となるものが住宅等に係るものということになりますので、事業所等の用語について削除をさせていただくものでございます。

次に、4号以降につきましては、それぞれ改正後の3号から7号に改めるものでございます。内容につきましては、先ほど申し上げました事業所等の部分の改正をさせていただくものでございます。

なお、6号につきましては、標準事業、標準工事、事業等に事業費をつけ加えるものでございます。

次に、第11条でございますが、分担金の徴収に関する事項でございますが、改正前には分担金の金額についての規定が定められておりませんでしたので、別表第1に分担金を定めさせていただくものでございます。ここで、別表第1をちょっとごらんをいただきたいかと思うのですが、別表第1で、分担金の額でございますが、標準事業費の10%をご負担をいただくという分担金の規定でございます。5人槽、7人槽、10人槽にいずれも10%ということですが、11人槽以上につきましては、その都度協議をさせていただき、分担金の額を決定をさせていただくものでございます。

申しわけありませんが、前に戻っていただきまして、第12条でございますが、増嵩経費の徴収に関する規定でございます。徴収内容を明確化するために改正をするものでございます。

次に、第 16 条、使用料の徴収でございますが、これにつきましても、先ほどの分担金と同様に、改正前には徴収、使用料の額が定められておりませんでしたので、今回使用料を定めさせていただくものでございます。別表第2のとおりでございます。申しわけありませんが、別表第2をごらんをいただきたいと思っております。使用料につきましては、基本的には公共下水道の使用料を基本に検討させていただき、決定をさせていただいております。なお、公共下水道の使用料と相違している部分につきましては、一番上の基本使用料、この部分が公共下水道でありますと 1,000 円となっておりますが、浄化槽につきましては、1,500 円と定めさせていただくものでございます。以降、逡増制の部分については、公共下水道と同額となっております。

もう一度前に戻っていただきまして、次に第 17 条でございますが、使用料の算定についての規定でございます。使用料につきましては、第2項のところで、汚水量の算定につきましては、水道水、公共下水と同じように、水道水の使用量に応じて使用料を算定をさせていただくものでございます。なお、水道水をご使用でないご家庭につきましては、その用途、その他人員等の事実を勘案をし、定めさせていただく予定でございます。

次に、23 条でございますが、既設浄化槽の寄附の条項でございますが、これにつきましても、対象になるものを住宅等だけに改めさせていただくものでございます。

なお、次に附則でございますが、施行期日につきましては、平成 24 年 4 月 1 日からの施行となるものでございます。

次に、使用料の特例でございますが、第 16 条の規定に使用料の規定があるわけですが、これにつきましては、平成 25 年 3 月 31 日までの間に設置の決定をしたものについては、使用開始日から 1 年を過ぎた日の最初の検針日、水道の検針日までの使用料を免除をすると、1 年間使用料の減免をしていくと、そういう内容でございます。

あと、参考資料につきましてはの規則の部分につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

次に、参考資料の最後のページ、6 ページでございますが、浄化槽の市町村設置型を実施している町村の状況と嵐山町の使用料のほうの比較をさせていただいた表でございます。近隣でこの事業を実施している町村は、ここにもございますように、ときがわ町、東秩父村、鳩山町で実施をされております。なお、この自治体につきましては、町、村が直営で実施をしている管理型の浄化槽の事業でございます。嵐山町の他の 3 町村との違いの部分だけをご説明申し上げますが、まず分担金の部分のところでございますが、3 町村がこれ 5 人槽の表になっております。3 町村が 10 万 2,000 円のところ、

嵐山町におきましては9万円、それから使用料、清掃料金の部分ですが、3町村におきましては、使用料は3万円で、清掃料金につきましては、実費負担ということで、ここに括弧書きで記入をさせていただいております数字につきましては、あくまでも平均値でございます。そのように1万6,800円から2万3,000円と、3町村はこのようになっております。嵐山町におきましては、先ほど使用料の料金表のご説明をさせていただきましたが、水道の使用量による徴収をさせていただくということを予定させていただいておりますので、この部分が年間で、ここに表示させていただいておりますのは、月の使用量が25立方、平均的な使用量で表示をさせていただいておりますが、年間4万4,724円ということで、初年度にかかる費用といたしましては、13万4,724円というような形で、他の3町村よりは低目の設定となっております。なお、使用料に含まれる内容でございますが、保守点検4回、それと法定点検年1回、さらには清掃料も含む料金の使用料となっております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 幾つか伺うのですけれども、まず下水道料金と浄化槽料金との違いで、下水道のほうが1,000円ですよね。基本料金というか、最初の料金が1,000円で、それで合併浄化槽のほうが1,500円になっていますが、このところの差をもし市町村設置型という形ですと、公共下水道と同じ料金のような形で考えるのが通常だと思うのですけれども、そこについての月額500円の差というのをどのように皆さんにお知らせするときに、どのような理由でという形でお知らせしていくのか、そのことを1点伺いたいと思います。

それと、具体的に浄化槽市町村整備推進事業を実施している3町村の状況というのがありますけれども、それと勘案しまして比較してみまして、嵐山町が事実上負担する運営基金というのはどのくらいのものがあるのか。起債して、それが地方交付税で算入されてきますよね。そのほかにランニングコストとして、嵐山町が負担している金額というのはどのくらいになっていくのか。これは合併浄化槽を推進していく上で、とてもやりやすい方法だと思うのですけれども、その分どの程度金額がかかってきているのか。合併浄化槽を推進していく上では、例えば25年の3月31日までは使用料をいただかないとか、そういうふうなものはとてもいいと思うのですけれども、その分、嵐山町はどのくらい負担をしているのかということを伺いたいと思います。
○長島邦夫議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

まず初めの基本料金の1,500円、公共下水道の1,000円よりも500円増額についての件でございますが、これにつきましては、浄化槽はご存じのように、各家庭に浄化槽を設置させていただいて、今も個人で管理をさせていただいているわけですが、家庭で処理をし、その処理した水を放流をしている、そういうふうな状況でございますが、各家庭によって人槽あるいは使用水量、汚水の質等によって、かなり管理にかかる手間というのですか、その辺の管理がまちまちの状態があります。先ほど維持管理の年4回ということでご説明申し上げましたが、ある家庭においては4回だけでは済まないというようなことも当然起きてきます。そういうふうな事例もございますので、その辺のところに費用的に公共下水よりも手間がかかるというふうな部分もありますので、それと一定の水質を保つためには、その維持管理がしっかりとできていないと、当然水質が守れないわけですし、その辺についての費用負担というのですか、かかってくるということもありまして、月500円の増額をお願いをしたいと、そのように考えております。

それと、2番目の質問のランニングコストの件でございますが、初年度1年間、使用料の免除をすることによりまして、どのくらいの町の費用がかかってくるかということでございますが、初年度につきましては、事業の予定としましては、設置基数でいいますと100基を予定をさせていただいておるわけですが、この100基が1年間の間に維持管理を仮に1年間そっくりできたとしますと約300万円の町の負担ということでございます。ただ、実質上は4月から100基が整備ができるということにはございませんので、これはあくまでも想定でございますが、仮に維持管理をする月数が年の半分ぐらい、半年ぐらいの部分、平均化するとだから半分ぐらいだとすれば、この額が150万とか、あるいは200万ぐらいとか、この設置がどのくらいしていただけるか、申請がしていただけるかによってちょっと変わってくるわけですが、その設置の開始時期によっても、この額が変動をしてくるのかなと、最大で300万円ほどと、そのようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、まず最初なのですが、これ各地区で説明していくのだと思うのですが、一昨日ですよ。区長さんとの話し合いをしたときに、合併浄化槽の区域と下水道の区域と2つ持っているときにどのように対応したらいいのかということが問題だというふうに言われていて、その点、合併浄化槽の方は合併浄化槽の方だけを集めて、どういうふうな形で周知なさるのかわからないのですけれども、そのところ

にどのように具体的にクリアしていくのかなというのを1つ伺いたいと思います。

それと、町の費用は、すべてのランニングコストといいますか、維持管理していく上で、これですと、他の3町村では実費負担とかなっていますけれども、それを嵐山町の場合は実費負担ではなくて、水道使用料による負担になってくるわけなので、具体的なランニングコストとして嵐山町が負担する部分というのは、設置費にかかわるもの以外にどのくらいあるのかということが1つ伺いたかったのと、ちょっとこれは早めるために、25年3月31日までの間は、使用開始日から1年を過ぎた日の最初の検針日までは使用料を免除するという形で、これは事業を進めていく上でとてもいいのだと思うのですが、それを25年3月31日までというふうに切ったのはなぜなのか伺いたいと思うのです。300万円だったら、もうちょっと早く進めるためには、これをもっと継続してもよいのかなというふうに感じたのですが、その点を伺います。

○長島邦夫議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、お答えいたします。

最初の基本料金の1,000円と1,500円の件でございますが、これにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、公共下水道と浄化槽との処理設備の管理の手間というのですか、その部分のところが違っているという、公共下水につきましては、集中管理で流末の下水道の浄化センターで整備をしております、常時人が維持管理をし、水質を管理をしておるわけですが、浄化槽につきましては、各家庭に個々のお宅に設置がされておまして、そこに常時保守点検、毎日というわけにちょっといかないということもありまして、その辺については事が起きる、起きるといいますか、通常の保守管理ではされない部分のところで事が起きた場合には、それなりに対応していく、個々に対応していくということで、そういうふうな出勤等に人件費等もかかってくるというような部分もありますので、このような形でご負担をお願いをしたいと、そのように説明をさせていただければと思っております。

それと、2番目の全体の設置以外での町の負担ということでございますが、設置が仮に500基計画どおり設置ができたとして、その場合に費用負担につきましては、年間で1,370万ほど、500基だと1年間、まるまる1年間維持管理をしていきますと、そのような形になろうかと思えます。それと、1基当たりの使用料徴収を先ほどの25立方の標準的な使用量との比較で申し上げますと、そこにかかってくる町の負担増の分が5人槽で約1万7,000円ほど、25立方の場合でございます。これが仮に1カ月に50立方

とか使っていただければ、当然使用料のお支払いがふえてきますので、その差が縮まってくるというふうなことになりますので、あくまでも標準的な25立方に対しての比較で申し上げますと、1基当たりで5人槽で1万7,000円ほど町が持ち出しをしていくというふうなことです。それに基づいて500基で換算をしますと、先ほど申し上げたような金額が町の負担と、維持管理にかかわる部分のところの負担がそのようになってくるかと思えます。

あと、次の初年度1年間の使用料の減免の件でございますが、これにつきましては、事業設置をするときに、県からの補助金、1年に限りこの後の契約の審議のときにご説明させていただきたいと思っておりますが、そのところに県から30分の5という、1年間限りの初年度の分の補助金が交付をされる予定になっておりますので、その部分のところを設置者、住民の方に還元ができればということと、事業推進を図る目的と、そのようなことで1年間という期間を設けさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 公共下水道と比べると、公共下水道も町のほうからの負担金というのが起債のほかのランニングコストの負担金というのがあると思うのですけれども、それと比較しますと、この合併浄化槽と、その公共下水道とはどのようなバランスになっているのかというのがある程度話ができるので、そこら辺の1カ月500円の使用料の差についての課題が1つできるのかなというふうに思っていたのですが。

それと、もう一つなのですが、ごめんなさい。これは最初に聞いていなかったのですけれども、つけ加えになってしまいますが、嵐山町で新規の部分というのは、新築の部分に関しては、嵐山町の負担になってきますよね、すべて。その部分は補助金の対象になっていないので、町の負担になってくるのですけれども、その部分についてはどのくらい嵐山町でふえてくるかというのはまだ予測、推測されていないでしょうかね。それが1つと。

それと、県の補助金が初年度だけの補助金であると、他の部分、他のそれ以降についても、その公平性というのですか、それはどのように考えていくのか伺えればと思います。もしこのままあれだと、やはりそのときそのときの事情によって、各家庭の事情によって違ってくるので、その部分はちょっと改正されてもいいのかなと思ったのですけれども、この部分ではそのほうがよいのかなというふうな感じで今伺ったので、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げます。

今の 500 円のお話でございますけれども、公共下水道の場合には、流末の処理場へ行くだけですから、町民の方からは水道の使用量に合わせて 1トン 83 円だと思えますけれども、県にそれだけ払えばいいわけなのです。ところが、合併浄化槽の場合には、今言ったように、個々の家にお伺いして、年4回保守点検をすとかというところで、そういう場合の費用が余計にかかるということもあって、500 円の上乗せをお願いしようということで、これについては議決をいただきましたら、2月に入って各地区で説明会を開催する予定でございますので、その趣旨については、そこではっきり申し上げていきたいというふうに思います。

それと、新築の場合、当然県の補助金はございません。したがって、その部分町が持ち出しをしてでもやっっていこうというふうなことでございます。大体年間いわゆる調整区域でやる、新築がどのくらいあるかということでございますけれども、去年の例でいきますと、大体 30 件ぐらいです。したがって、そんなに大きな負担にはなっていないのではないかなというふうに基本的に考えております。

それと、1年間の話ですけれども、埼玉県の一つの指針と申しますか、いわゆるできるだけ早い時期に合併浄化槽を進めていこうということで、町村が始めた1年間については、先ほど課長が申し上げましたように、30 分の5 設置費のところを負担すると。例えば5人槽ですと、その部分が 15 万円になります。したがって、それを最初の1年間だけ県が特別にくれるということでございますから、それをうまく町民の方に何らかの形で還元をしてでも、初年度にたくさんやっていただいたほうが町とすれば助かるということで、これは前、全協のときも申し上げましたけれども、現在初年度 100 基を予定しておりますけれども、それが例えば 120 基だとか、130 基だとかというふうな形で進めば、町にとってはそれだけ県からの補助金が余計もらえると。例えば 15 万円で 100 基ですと 1,500 万県がくれるわけなのです。その部分を少しでも還元をして初年度に進めば町にとってもありがたいというようなこともありまして、ではどういう形でその分を町民の方にPRしてやっっていったらいいのかということで、いろいろ考えたわけなのです。やっぱり国の方針が設置費の1割ぐらいは住民の方に負担をしてもらうということでございますから、5人槽で今負担が9万円なのですね。これを例えばでは半分ぐらい町が出してでもやろうかとかという考えもあったのですけれども、それは一つの国の考え方、1割は負担をってもらうということですから、別の形で還元をしてでも初年度にたくさん済めばいいのかなという結果が、では1年間使用料については免除していこうということで、先ほどちょっと 25 トンでどのくらい変わるかということで、4万四千幾らという話はございましたけれども、そう

するとそれを1年間といいますと、当然9万円のうちの半分ぐらいというのですか、4万四千幾らですから、そのくらいが還元をできると、逆に。そういうことをお願いすることによって、初年度にできるだけやるのが町にとってもいいのではないかと、あるいは町民にとってもいいのではないかとという形で1年間というものを限らせていただいたわけなのです。そのほか、この後はいろいろ説明のところにもまた出てくるのかと思うのですけれども、いわゆる県が先ほど渋谷議員お話しのように、単独浄化から合併浄化へ、くみ取りから合併浄化へというものが基本だということなのです。それには県がいわゆる配管費だとか、浄化槽の撤去費だとか、こういうものは出してくれるわけなのです。ところが、新築についてはそういうのは対象にはならないということもあるのですけれども、それだとまた公・不公平の問題もあって、先ほども申し上げましたように、年間30基ぐらいなら、その分も県が出さない分、町が持って進んでいくのが全体の事業にとっては有意義なのかなというようなこともございまして、お願いをしているところです。したがって、1年間云々、それから以降の公・不公平という話がございましたけれども、町とすれば最初の年にできるだけたくさんやっていただくと。それには1年間使用料を免除しますから、ぜひ初年度でやっていただきたいというような趣旨のもとに今回お願いしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 幾つも用意していたのですが、ちょっと散漫になってしまふといけなないので、少し絞りたいと思ひます。

1つ目は、事業所をやめるということですよ。前の条例ではあつたわけですよ。その辺のどうなのでしょうかね、反発というのがあるのかなというふうに予想されるのですけれども、それはどういふふうにお考えなのか伺ひたいと思ひます。

それから、ここに一番最後の資料の水道使用料で4万4,724円ですよ。基本市利用料が1,500円ですから、1年間ですと1万8,000円になるわけですよ。消費税これに加わるのですけれども、1万8,000円の使用料になって、そのほか仮に東秩父の清掃料金になつたとしても、4万1,000円で済むわけですよ、その場合ね。ちょっと言っている意味がわからないかもしれませぬけれども、つまり4万4,724円が最低だということであつたのでございまして、使用量が少なければこの4万4,724円よりは低くなることもあるのか伺ひたいわけなのですけれども、意味がわかつたでしょうかね。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) では、ちょっとすみません。わかりました。ちょっと私のほうがよく理解していなかったな。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) いや、わかりました。あとは渋谷議員と同じような質問だったので。

それと、最後なのですけれども、単独槽から合併に入れかえて、単独槽の槽が余るわけですね。下水の場合は、その槽を利用して雨水受けにするという補助金が出ているわけですね。そういった措置はされるのか。これは副町長のほうがいいと思うのですけれども、その点どういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

事業所等をなぜ除いたかということでございますけれども、先ほどの議案第1号の参考資料のこれ何ページ目になりますかね、規則のところがございます、その第3条のところに事務所、作業所、店舗、老人ホーム、教育施設とか、こういうふうなものも最初は対象にしていこうというふうに考えているわけなのです。ところが、これはこれでやっぱりいろんな問題もあるわけなのです。例えば店舗ですと、当然50人槽がつくよと、そうすると大体500～600万かかるわけなのです。あるいはもっとかかるかもわかりません。その町が例えばどのくらいそれに補助を出したらいいのかとかいうような問題もございますし、実際にそれからの維持管理というものをどうしていったらいいかというのもございます。当然事務所というものについては、営業でやっていくわけですから、そういうものについては、やっぱり町としても一定の線を置いたほうがいいのではないかと。例えば寄附の問題もございまして、例えば今、調整区域で老人ホームやっているところがあって、それを町へ寄附するから維持管理をしていただきたいというようなときに、とてもなかなか難しいのではないかとというようなこともございまして、やはり町が基本に考えるのは、個人の住宅、例えば店舗併用住宅で住居部分が半分以上ならそれは対象にしていこうというものはございますけれども、そのほかのお店だけだとか、いろんな事業所については、やはり別に考えてもいいのではないかとというようなことで、今回はその部分を除外をさせていただきたいということでございます。料金の問題はわかりただけかと思うのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○高橋兼次副町長 はい。

それと、単独浄化槽を転換するということでございますので、これは公共下水道でも例えば雨水利用に転換していくというものございまして、もし仮に単独浄化槽をそういうふうに変換をしたいという家があれば、それは対象にしていきたいなと思っております。ただ、今回単独浄化槽を仮に撤去するときに、県が補助金をくれるわけなのですね、10万円ほど。したがって、それは個人の方がどう選択をするかなというようなことでございますけれども、たしか単独浄化槽を合併浄化、雨水に変換したときに3万円だったですかね、町が補助金を出しているような形になっているかと思っております。したがって、もしそういう考え方がいけば、それは同じように考えていってもいいのかなというふうに思います。ただ、基本的になかなか調整区域が対象ですから、現在使っている単独浄化槽を雨水に変換しても、何に使うかというようなことかなというふうに思っております。ただ、それはやはりそういうふうな考え方があって、これをこういうふうに使いたいという方があれば、それは同じような対象にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 事業所の件はわかりました。

それで、単独のその関係なのですが、そうすると撤去しないと県はお金をくれないということなのですか。撤去して壊さないと、つまり。そういうことなのですか。ほかに移設をして、それを利用するというのはだめなわけなのですか。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) わかりました。ちょっとその辺をもう少し何とかならないのかなと、話し合いです。せつかく壊せばごみになるわけですから、利用されれば環境面でもいいわけですので、少し話し合いの中でやっていくことができないのか、ちょっと伺いたいと思うのです。

それから、課長が使用料の減免の関係で、設置の時期によって半額になるということもおっしゃっていたのですが、それはちょっと私はこのことを言っているのだと思うのですが、使用料の特例のところのことをね。もしもちょっと私の理解の仕方がまずいのであれば、おっしゃっていただきたいと思うのですが、そうではないですよ。使用した日から1年間は無料だと。です。平成25年の3月31日に例えば使用したと。ああ、平成26年になってもいいのか、決定した日ですからね。そこから1年間は無料だという、そういうことですよ。ですから、150万円になるというのはちょっと私の理解が、聞き方が悪かったのかね、おっしゃったことが違っているのかどうか、ちょっと確認でお願いしたいと思っております。

○長島邦夫議長 答弁、よろしいですか。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、私は最後の質問についてお答えをさせていただきますと思います。

先ほど私洪谷議員さんのご質問の中でお答えをした部分かと思うのですが、それにつきましては、町の負担分のところのお話をさせていただいたことかなと思うのですけれども、丸々1年、初年度、1年間やった場合に、先ほど300万円ほどの町の持ち出しがありますというお話を申し上げたと思います。そのときに仮にそれが半年間の使用、初年度の使用期間であれば半額ぐらいになるかな、そのような説明を申し上げたと思うのですけれども、利用料が半額になるとか、そういう答弁はさせていただいていなかったのかなと思います。なお、仮に使用料について半年間の使用であれば、当然半年分の使用料、水道の使用量に応じて使用料を徴収をさせていただく、そういうことにはなろうかと思えます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今のお話ですけれども、先ほど川口議員ご指摘のように、個人が使用料というのは、例えば来年の6月から使用を開始されたというと、そこから1年間はいadakimaseんよということです。メーター検針によっては、最大2カ月ぐらいそのときによって違います。したがって、個人的には不利にならないように考えていこうというふうに考えておりました、なるべく基本的にはだから自分が使い始めてから1年間は使用料を町としてはもらいませんと、メーター検針によっては1年2カ月ぐらい免除されるお宅もあるのかなというふうに考えております。

それと、浄化槽の転換の話ですけれども、仮に調整区域で敷地に余裕があって、単独の浄化槽をそのまま合併浄化槽を別にいけて使うと、それはそういうことも可能です。県の場合には、当然単独浄化槽を撤去して、その近い位置に合併浄化をつくるというのが一般的な考え方なので、それには単独浄化槽をどかさないと入らないから、その部分に県としては補助金を出していこうということなのです。大変ありがたい話なのかなと思っています。したがって、敷地に余裕があって、単独浄化槽をそのまま、合併浄化は別にいけて、単独浄化槽を雨水転換に使いたいというのなら、それはそれなりに町が考えてあげればいいのかと思っています。

今お話のように、単独浄化槽をやっぱり移設してというと、それはそう簡単な費用ではできません。それはそこまでやって、個人的に使うというちはちょっと余りないのかなと。ただ、今申し上げましたように、敷地が余裕が

あって、新しいところにいけて、古いのをそのまま使いたいというのなら、それはその趣旨もよくわかりますので、そういうのは公共下水と同じような雨水転換の対象にしていけばいいのかなというふうに基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 1点お聞きしたいと思いますが、合併浄化槽の推進が本格的な形で 24 年度からスタートするということの前提となる条例制定でございますが、県の補助金を当然もらうわけですから、県は県なりに嵐山町の事業に対して認識を深めながら、ある程度予算的なものも考えているのだと思うのですが、この事業の推進を町は今できるだけ初年度に前倒しをしてやるというふうなための施策をとっているわけですが、この事業そのものが何年かということで県は予算とっているのだと思うのですが、これのこの割り振りというか、そういうものがあるのか、あるいはまた設置の年度によるノルマとか、そうしたものが出てくるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今、嵐山町が次の条例といいますか、PFIのときにいわゆる 1,000 基考えているというふうなこともございまして、それを当面 500 基をやるよとかいうような形になっていくわけなのです。当面 500 基を7年間で設置をすることで、全体の計画には今なっているわけですがけれども、残りの 500 基はまたそのどこかで次の段階に始めるということかなと思っております。今、先ほども申し上げましたように、県も 23 年度から5年間という期限の中で県全体を進めていきたいというのが基本的な考え方です。特に初年度については、先ほど申し上げましたように、特別な扱いをしますからたくさんやってくださいということで、嵐山の計画ですと、初年度 100 基を予定するということで、これについては県がそれなりの予算を確保してくれているということです。したがって、その後は先ほども配管費の補助だとかというのは 27 年度までということになっております。したがって、県で町に対してノルマというのは別にございません。町が町の計画で来年度 100 基をすると、そうすると先ほど 30 分の5の1基当たり 15 万円の補助をくれるということですから、100 基分を県が 24 年度で予算化をしてくれるということです。

この前も全協のときに、それが例えば 200 基になったらどうだとかという

ようなお話もございましたけれども、それは仮に 100 以上進むというのがはっきりすれば、県のほうにできるだけ早くお願いをして、嵐山で初年度 120 基やるから、あと 20 基分の予算くださいという要請はできるのかなというふうには思っております。したがって、県のほうから町に対してノルマというのはございませんけれども、この間県に行って言われたのは、嵐山に 100 基分の補助金を用意するから、少なくとも 100 基はやってくださいという話はされております。したがって、それに町としてもこたえるべき先ほど申し上げましたようないろんな手だてをとっていきいたいというふうに基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) この事業を推進する中で、県との協議当然進める中で大変ご苦労もあるのかなというふうに思っておりましたが、100 基を超える分についても何とかなるかもしれないというようなことでございまして、心強いわけですが、ただ、今のこの新築を嵐山は入れることに方向性が出たわけですが、これについてはこの 100 基の中には入らないというとらえ方で、当然そういうことになるのでしょね。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

県の補助の対象というのは、先ほど申し上げましたように、単独浄化槽から合併浄化へ転換すると、くみ取り槽から合併浄化へ転換すると、この部分のみ補助を出すということです。したがって、今、安藤議員おっしゃるように、新築については県の補助はないということです。ただ、それではなかなかまた公・不公平の問題もあるから、その部分については町がそれなりの負担をしてでもやっていくのがいいのかなというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○長島邦夫議長 よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間お願いします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を行います。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第2号 嵐山町水洗便所改造資金融資あつせん条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町水洗便所改造資金融資あつせん条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴いまして、所要の改正をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第2号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんをいただきたいと思えます。まず初めに、第1条の目的のところでございますが、改正前のあつせん条例につきましては、町の下水道の処理区域を対象にあつせんするという、そういうことでしたが、今回の浄化槽事業を実施するに当たりまして、これを浄化槽の整備区域も含めて対象にするということで、町内においての既設の汲み取り便所等の改造に要する費用、それからさらには浄化槽条例に規定されております分担金及び増嵩経費も対象にすると、そのように改正をさせていただくものでございます。

次に、第2条でございますが、用語の定義でございますが、ここの分の先

ほど目的のところでも申し上げましたように、下水道処理区域については、用語から削除させていただくものでございます。

なお、2号、3号につきましては、改正後、1号、2号に改めるものでございます。

次に、第3条、融資のあっせんでございますが、これにつきましても、第1項1号のところの改正前処理区域区域内についてを削除をさせていただき、改造工事と改めるものでございます。

次に、改正前の第2号につきましては、下水道の処理区域内におきましては、3年間という期間の要件がございましたが、これについても廃止をしていくと、そういうことの改正でございます。

次の改正前の3号から5号につきましては、改正後、2号、3号、4号と改めるものでございます。それに2号につきましては、浄化槽の使用料金、それから下水道の料金等を加えさせていただくものでございます。

次に、2項につきましては、分担金のあっせん者に対する分担金の納入に関する事項を加えさせていただくものでございます。

次に、第4条、融資の条件でございますが、第1項1号につきましては、浄化槽の分担金及び増嵩経費を対象金額の中に含めることに改めるものでございます。なお、改正後の第4号につきましては、分担金の融資あっせんを受けた人の分担金の納付についての規定を新たに定めさせていただくものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

参考資料につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 よろしいですね。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号 嵐山町水洗便所改造資金融資あっせん条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第3号 契約の締結について(嵐山町管理型浄化槽整備推進事業)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、契約の締結についての件でございます。嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実施に伴いまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第3号の細部説明をさせていただきます。

議案書をお開きいただきまして、議案第3号の参考資料をごらんをいただきたいと思っております。初めに、事業名でございますが、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業でございます。

事業の内容につきましては、初めにまず1といたしまして、高度処理型合併浄化槽の設置業務が1つの業務でございます。内容につきましては、既設単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換でございます。なお、嵐山町におきましては、新築、増改築も含むものといたします。

次に、維持管理業務、設置浄化槽及び既設寄附合併浄化槽が対象となります。

次に、事業の実施場所でございますが、嵐山町管理型浄化槽条例第3条に規定する区域でございます。公共下水道区域以外の部分でございます。

事業期間でございますが、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間でございます。ただし、浄化槽の設置業務は平成24年4月1

日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年間とするものでございます。

目標事業量でございますが、設置基数が 500 基、維持管理基数 700 基でございます。寄附の部分が 200 基含まれております。

それから、契約の金額でございますが、まず初めに、買い取りの費用、1 基当たりの単価でございますが、浄化槽の仕様が 4 通りほど想定をさせていただいております。

まず初めに、標準仕様のものでございます。5 人槽につきましては 90 万円でございます。なお、下に括弧書きで表示をさせていただいております金額につきましては、消費税額を表示させていただいております。7 人槽につきましては 102 万円、10 人槽につきましては 126 万円でございます。

次に、浄化槽使用耐荷重仕様、6 トン荷重を想定をさせていただいております。その 5 人槽につきましては 102 万円、7 人槽につきましては 115 万円、10 人槽につきましては 143 万円でございます。

次に、放流ポンプ付仕様でございます。これにつきましては、5 人槽が 103 万円、7 人槽が 116 万円、10 人槽が 139 万円でございます。

次に、浄化槽使用耐荷重仕様と放流ポンプ仕様の併用、あわせた形の仕様の場合でございますが、5 人槽、115 万円、7 人槽 129 万円、10 人槽 156 万円でございます。

次に、2 ページをお願いしたいと思います。次に、維持管理業務の委託費用でございますが、これは年間の費用でございます。保守点検及び補修業務で、5 人、7 人、10 人槽とも同額でございます。

まず、1 年目の維持管理業務委託費用でございますが、この費用の中に含まれる対象になるものは、新たに設置をする浄化槽に適用されるものでございます。なお、法定の浄化槽法の 7 条の検査費用も含むものでございます。年額で 3 万 325 円でございます。

次に、2 年目以降の維持管理費用でございますが、これにつきましては、対象になりますのは、新たに設置した浄化槽及び寄附をいただいた浄化槽に法定の 11 条検査費用も含むものでございます。3 万 2,720 円でございます。

以降、7 番から 21 番までは、今回の事業の仮契約までに至る経過を掲載をさせていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

次に、4 ページ、5 ページにつきましても、ご高覧をいただきたいと思います。

6 ページをお願い申し上げたいと思います。今回の契約あるいは事業で費用負担の表あるいは設置者に対する補助金の状況についてをあらわした資料でございます。6 ページ目は、標準仕様の 5 人槽で、単独浄化槽ある

いはくみ取り槽からの高度処理、合併処理浄化槽への転換をした場合の資料でございます。設置費用につきましては、先ほど買い取り価格のところでご説明申し上げました標準規格の仕様の5人槽の90万円についての表でございます。

まず、右側の費用負担の関係でございますが、国からの補助が33.3%、これは3分の1になるわけですが、国の補助金、それと16.7%、県費の初年度のみ補助金でございます。30分の5になるものでございます。それから、起債でございますが、起債につきましては、40%ということで、その2分の1につきましては、交付税措置がなされると、そういうものでございます。そうしまして、設置者個人がご負担をいただく部分につきましては、分担金で徴収させていただくわけですが、10%ということで9万円となるものでございます。それと、左側の青で表示をさせていただきました県の補助金の部分ですが、配管費及び処分費でございます。それが24年度、初年度に補助あるいは個人への補助に関するものでございます。

それから、その下の段、平成25年から27年度までの費用負担の割合でございます。まず、右側の表でいきますと、県費の初年度のみ補助金が25年度以降はなくなってまいります。国の補助金、補助金については国だけということでございます。起債の部分が56.7%になりまして、個人の分担金の負担分については変わりはありません。それと、県の配管費、処分費についても、同様に補助がなされるものでございます。

なお、一番下が28年度以降でございますが、28年度以降につきましては、県の設置者への補助金の部分がなくなってくると、そういう表でございます。

以降、7ページが7人槽、標準仕様の7人槽、8ページが標準仕様の10人槽、同じような資料となっておりますので、設置費用の金額が先ほどの買い取り価格のとおり変動をしておるものでございます。ご高覧をいただきたいと思っております。

次に、9ページをお願い申し上げたいと思っております。9ページにつきましては、標準仕様で5人槽、7人槽、10人槽の新築から高度処理合併処理浄化槽への転換設置をされた場合の費用負担の表でございます。これにつきましては、平成24年から27年につきましては、国の補助金のみでございます。それと、個人負担については、当然負担割合は変わりませんが、配管費、配管費につきましては、県の補助も該当となりませんので、これにつきましては、町の補助で対応をしていくと。なお、金額については県費補助同額でございます。27年度までとさせていただきますのは、県の補助が今現在のところ27年度までという補助予定になっておりますので、そのように

年度を設定をさせていただいておるものでございます。以下、7人槽、10人槽も同様な表示とさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、10ページでございますが、10ページにつきましては、増改築から高度処理合併処理浄化槽を設置をした場合の資料でございます。これにつきましては、先ほどと相違している部分につきましては、処分費が県と同様に配管費と一緒に補助をしていくと。これも町の補助として実施をしていくと、その部分が変わっている部分でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ、第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 2ページの(2)の維持管理業務委託費用なのですが、これも、この算出というのはどういうふうな形になっているのか。私がちょっと計算した感じでは、町の費用負担が5人槽だと1万7,000円ぐらいになりますよね。それはほとんど町の起債額の返還金に当たる部分が1基分として考えると1万7,000円ぐらいになってくるのかなと思うのですが、そういうふうな考え方でよいのか。この業務委託費用の算出の根拠というのを伺えたらと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 最初のほうちょっと聞こえなかったのですが、もう一度ちょっと聞いてよろしいですか。すみません。

○長島邦夫議長 では、もう一度お願いします。

○13番(渋谷登美子議員) 私が勝手に推測しただけなのですが、3万325円ですよね、年間、1基について。1基について年間3万325円というのは、まだ起債の返還が始まらないわけなのですが、その返還の部分を町の負担分というのは、5人槽だと4万7,000円から3万325円で、1万7,000円弱になりますよね。その部分がすべて起債に返還金というふうな形で考えると、それはまだ返還も始まらないので、ちょっと違うかなと思ったりするのですが、これも、これは私が勝手に計算したもので、それを言わなければよかったのですが、それについての1基当たりの委託費用の算出の基礎を伺えればと思います。

○長島邦夫議長 よろしいですか。答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 この3万、管理費用ですが、この中には保守

点検の費用と修繕費等が入っております。それに基づいて、それとPFIの事業者の事務費的なものも若干入っております、それをもとに積算をされたものでございます。保守点検については、先ほど言いましたように、年4回を基本としております。4回以上の保守点検が必要な設置者が出て、その分についてはこの範囲内で実施をしていただくと、そういうふうな内容になっております。

それと、これにつきましては、維持管理につきましては、起債の対象とはなっておりませんので、設置費のみに起債対象でございますので、この部分については起債の借り入れの対象にはなっておりません。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) といいますと、そうすると1軒当たりの年間の使用料ですか、1基当たりの使用料が4万7,000円なので、1万7,000円分が嵐山町に落ちるわけですね。嵐山町のところに入ってくる。収支のところでは考えると、それが起債の返金額になってくるという形で、嵐山町では何の特に負担という形のものが出てくるのか、出てこないのかということなのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げます。

今この年間3万325円というのは、先ほど課長が申しあげましたように、年4回の保守点検等、そのほか修繕費だとか、会社の費用だとか含んでいるということなのです。先ほど渋谷議員のお話の前回の条例でも4万四千幾らというのがありましたけれども、これはこの3万325円のほかに、くみ取り料は別に町が払うということなのです。それはいわゆる廃棄物処理法によって、例えば嵐山ですと、そういう資格を持っている会社に対して1トン幾らというものを別に払うということなのです。先ほどちょっとときがわさんが実費負担が例えば2万円とかというくみ取り料がありましたよね。これはPFIの会社に払うのではなくて、別に町が契約して払うということなのです。それは法律でそう決まっておりますので、そしてその費用を足してPFIが1基当たり幾ら維持管理がかかりますよという提案を受けているわけなのです。そのうちの保守点検だとか、修繕費だとか、会社の若干の費用を含んだものが年間3万325円かかりますということなのです。そのほか清掃料については、町が別の形の契約をして、処理をする業者に払うということなのです。ちょっとおわかりづらいなと思うのですけれども、提案された金額幾らというのは課長のほうに今答弁をさせますけれども、5人槽を1年間維持管理をする

のにこれだけかかりますという提案を受けて、町がそれが妥当だろうという判断をしたわけなのです。今ここに載っておりますのは、PFIに払う費用という形で3万 325 円というのが載っております、このほか町が清掃の資格を持っている、例えば具体的には新埼玉環境センターとウエイトさんに別の契約をして、それでくみ取った実費の負担というのですか、1トン幾らというのを決めて払っているということなのです。したがって、ちょっとおわかりづらいかと思えますけれども、先ほどの4万四千幾らというのと、この差が1万幾らというのは全くちょっと別の観点かなということでございます。先ほど申しあげましたように、起債の云々というのは全く関係ございません。それは起債の返還については、町が別の形で当然負担をしていくというふうなことでございます。

ちょっとおわかりづらいかなと思うのですけれども、この3万 325 円というのはそういう意味なのです。もしおわかりにならなければ、もう一度また聞いていただければ。

○長島邦夫議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、先ほどのところの清掃料についてでございますが、PFI事業者から提案をされておりますのは、新規に設置をする合併浄化槽の場合で、浄化槽の清掃、くみ取りにつきましては、全量中に入っている水をもしすべてくみ取って清掃する場合、それと一部の部分だけをくみ取る、それで清掃する場合というのがございまして、通常ですと新たに設置する浄化槽においては、一部の汚水のくみ取りで清掃ができると、そういうふうに年数がたっていきますと、全量になるときがあるというふうなお話がございまして、そのときは特例といいますか、でございますので、通常ですと、だから一部のくみ取りということになりますと、5人槽でいきますと、提案されているのが消費税込みで2万 9,400 円がリッター数にすると2,300リッターに対して2万 9,400 円ということでございます。ちなみに7人槽につきましては4万 950 円、10人槽につきましては5万 7,750 円というふうなことの提案がされております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、かなり嵐山町のほうのこの持ち出しというのはあるというふうに考えていいわけですね。4万 4,000 円に2万から3万幾らを引いて2万 9,400 円ですと、その部分でちょっとすぐに暗算できないのですけれども、差額が出てきますので、その分は町の持ち出しというふうな形になるというふうに考えていいのですかね。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたように、25トンで4万4,000円ですから、これが例えば1カ月多分32～33トン使うと、先ほどの今くみ取り料2万7,000円とかというお話がありましたけれども、そこがとんとんになっていくことになるのですね。したがって、逆の面でいえば、配水量をたくさん使う方がふえると、この辺が楽になると言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、だから標準的なうちでいうと、当然町がいわゆる清掃料については持ち出しをしていくというふうな形になります。したがって、ちょっと幾年かやってみて、実際にどのくらいの平均的な家庭が使用料になって、この維持管理に、維持管理というのは年間4回の点検だとか、それとくみ取り料を含めて大体1つの家庭が幾らぐらいになって、そのうちの4万4,000円をもらっていたら、どのくらい町が持ち出しているかとかというのは、もうちょっとはっきりしてくるのかなというふうに思うのですけれども、いずれにしても今お話のように、くみ取り料が仮に2万7,000円ぐらいかかるとすれば、先ほどの4万4,000円と3万円の差の1万4,000円ですか、それと2万7,000円だから、1万3,000円ぐらい町が当面持ち出しをしていくのかなということです。ただ、先ほど申し上げましたように、使う量の多い人が多ければ、その辺の持ち出しというのが逆に少なくなってくる。たくさん使う人が多ければ、逆にその辺は浮いてくるということもあるのかなというふうに思っております、実際のところがどうなっていくかというのは、ちょっと1～2年たってみないとはっきりしてこないのかなというふうに思いますけれども、当面は当然標準的な方で考えていくと、町の持ち出しが当然あるということでございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今のと関連してなのですが、例えばその清掃料、これの関係でいきますと、業者が清掃して、搬入先というのは多分あの池ノ入になるのでしょうか。そうするとその池ノ入のほうにかなりの今度量がふえてくるのかなというふうに思っているのですよね。例えばくみ取り方式だと、単独以外の形になると。先ほど副町長の答弁の中では、使用料がふえてくれば、それは当然町の持ち出しというのは少なくなってくるというお話なのですが、これは5人槽なら5人槽、その家庭の中で使用というのはかなり頻度が違ってくるのかなと。例えば2回しなければならないと、槽によっては、3回しなければならないと。その標準というのは1年に1回を標準にしているのでしょうか、そこら辺のところでは若干変わってくるだろうと思うのですが、うちによっては、その業者がくみ取りをしなくてはもうだめですよと言ったときに、いや、いいのだよという形で拒否したりなんかした場

合のそのペナルティーというのは出てくるのでしょうか。あるいはうちによっては若干においが出てきたという場合には、もうそれで2回、3回という形も出てくるのだらうと思うのですけれども、そこら辺の関係についてはどういうふうにしていくのでしょうか。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 衛生組合のお話ですけれども、これについては今お話のとおりでございますし、当然公共下水道が嵐山がどんどん、どんどん進んでいくとか、小川も進んでいくとかいうものもございますし、逆にくみ取りが減っていくとか、浄化槽がふえていくとかいうのは、当然衛生組合でも考えていかなければいけないということなのです。それは当然池ノ入にある処理センターを維持していくのに、当初はそれなりの想定をして、くみ取りがある程度来るからどうだよとかという形になっているわけなのです。ところが、その後の下水の進捗状況によってちょっと変わってきているということもございまして、この間の衛生組合の会議でも今後どうなっていくかというのを構成市町村できっちりとした計画を出しておこうと。それによってこれからの池ノ入の環境センターをどういうふうに運営していったらいいかというものを協議していこうということになっております。したがって、その辺はご心配のないように衛生組合が中心にやっていくのかなというふうに思っております。

それはどういうことかという、やはり家庭の人数が少なくなってくると、当然汚泥のいわゆる種汚泥と言ったらちょっとあれなのですけれども、それが少なくなってしまうというのですかね、やっぱりいつまでたっても、そんなに種の汚泥というのですかね、そういうのが薄まってしまいうということなのですかね、そういうものをくみ取って衛生組合へ持っていくわけですから、これはまたそれなりの課題もあるわけなのです。したがって、その辺については、それぞれの町村が今後のある程度の中長期的な計画をきちっとさせて、衛生組合の処理、環境センターをどういうふうに今後運営していったらいいかというものは協議をしていこうということになっております。

今お話のように、今度は町が維持管理をしていくということなのです。PFI IIをお願いをしてというと、今、河井議員がおっしゃるように、うちは清掃しなくてもいいよとかいうことはありません、町がやるわけですから。必要に応じて町がやるということなのです。基本的には年1回清掃しなさいというのはこれは義務づけられているわけなのです。ただ、今のPFIの会社との話の中では、やっぱり使う量だとかによって、きれいなままというのですか、そういうものもあるわけなのです、実際には。したがって、そのくみ取りについては、PFIが責任を持って維持管理をしていくわけですから、少し柔軟的にくみ取る時期というのですか、いうものは考えていったらいいのではないかという

ふうにご考えております。

今、個人のどういう問題、先ほども何で嵐山が清掃料を含めて利用料でいただくのかとした一番の理由はそういうところもあるわけなのです。よそは別々になっているわけなのです。くみ取ったときにお金をいただくというと、うちはくみ取らなくていいよとか、あるいはお金がないので月賦にしてくださいとか、いろいろ課題があるということなのです。それだったら、やっぱり使用料にくみ取り料も含んで町が一括してお金をいただくのが一番いいのではないかと。それをそういうことにすることによって、当然浄化槽のきちっとした管理ができるということです。したがって、今、河井議員ご指摘のように、今度町が管理をしていくのですから、今おっしゃったような問題は全くなくなっていくのかなというふうには基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) PFI、ちょっとまだ私もよく理解し切っていないのですが、町はPFIのこの事業者にすべて契約をこれ結べば、全部丸投げ、丸投げという表現はよくないでしょうけれども、PFIが全部やるということになるわけなのでしょうか。個人との契約、すべてそういうのはPFIの事業者がやるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、この事業者が仮につぶれた場合、これ実際西日本のほうで病院をPFIにして、病院がつぶれてしまったという例が2件ほどあったというふうになら、ちょっと雑誌に載っていたのですけれども、この場合は、この事業者が仮につぶれた場合に、町の損害というのが発生してくるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、個人的な契約はどうなるかということですが、当然町が申請を受け付けるわけなのです。うちについては今度はこういう家を建てるので、合併浄化の事業をやっていくというのを町が受けるわけなのです。それを受けたものをPFIに委託をするということですから、町が全くタッチしないということはありません。ただ、PFIの趣旨からいって、できるだけPFIの会社でやっていただければいいというのが町の事務も少なくなりますから、それはそれでそれなりの意義もあるということなのです。したがって、全くもう町がタッチしないということはありません。丸投げというのではございませんので、その点をご心配なくしていただいてもいいのかなというふうに思っております。

今、つぶれるという、ちょっとそういうお話がございましたけれども、これは当然会社が新しい会社をつかって、それなりの事業計画を立てて、資金計画を立てて全体の事業を行っていくと。それは当然町が携わって、では7年間でこれだけやりますよというのが基本ですから、よっぽどのことがない限りそういうことはないのかなと思っています。当然融資を銀行から受けるわけでございます、その辺はPFIの会社が埼玉縣信用金庫と融資の契約というものを当然していくわけなのです。したがって、ただ、当然浄化槽の設置をしていただいて、それを町が確認をしてお金を出していくわけなので、毎日そういうのをやるのができませんので、年のうちの、では半分いったらこう精算しましょうとか、年度末いったら精算しましょうかということになりますので、その間の当然融資、お金が、資本投資が要るわけなのです。したがって、その辺は銀行ときちっと契約をして、資金計画をつくってやっていくわけですから、ご心配のような、町が、基本的には町がやっていく事業なので、PFIの会社に当然倒産が起こるようなことがあってはいけませんので、その辺はきちっとした形で町が計画を立てて、それにのっとり会社がやっていただくわけですから、ご心配のようなことはないのかなというふうに基本的には考えております。

したがって、いろんな町が損害がどうだかというのもございますけれども、それはそれなりに、当然会社は会社で保険にも入るでしょうし、その辺は余り心配はしておりません。いずれにしても町内業者が13社によって新しい会社をつくったわけですから、町も今おっしゃったようなことがないように万全の体制をとっていくべきではないかなというふうに基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号 契約の締結について(嵐山町管理型浄化槽整備推進事業)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第4号 工事請負契約の変更について（七郷小学校体育館改築工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、工事請負契約の変更についての件でございます。七郷小学校体育館改築工事の施行に関し、変更契約を締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当から細部説明を求めます。

藤永主席主査。

〔藤永政昭教育委員会こども課主席主査登壇〕

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 それでは、議案第4号につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。工事請負契約の変更について（七郷小学校体育館改築工事）でございます。既に契約を締結しております金額が1億4,868万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が708万円でございます。

続きまして、今回の変更増額分で3,727万5,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては177万5,000円でございます。

増額後の総請負契約金額は1億8,595万5,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が885万5,000円となるものでござ

います。

続きまして、次のページ、議案第4号の参考資料について説明させていただきます。1、工事名、七郷小学校体育館改築工事でございます。

次に、2、工事変更の概要でございます。初めに、①の舞台装置についてでございますが、参考図面のほうで説明させていただきたいと思っております。3ページのほうをお開きください。体育館のステージの上の舞台関係ですね。その辺の照明だとか、幕、どんちょうですとか、そういった幕関係でございます。左下の平面図でございますので、この辺でちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず、照明関係でございますが、図面の下のほうで引き出し線でボーダーライトというものが表示されているかと思っておりますが、これが右上の照明の器具の姿図というところに、1番でボーダーライトという、こういう照明ですよという絵がありますので、ちょっとこれをごらんいただいて、こういった照明がステージの手前のほうに照明がつくという形になっております。

続きまして、平面図のほうの丸く5カ所表示されていると思っておりますが、引き出し線によってエバーライト掛ける5という表示されていると思うのですが、これがエバーライトという照明、右上の右側の照明の姿図というのがあると思うのですが、こういう照明が5カ所つくという予定でございます。

続きまして、各幕についてご説明させていただきたいと思っております。平面図の下側からアリーナの部分になるわけなのですが、そちらのほうから水引き幕というものをつけまして、その次にどんちょう、その奥へいきまして、またかすみ幕というのをつけまして、その後左右に短い細長い線で2段でちょっと奥のほうにもあると思うのですが、それがそで幕というものをつくる予定になっております。そで幕の間にかすみ幕というのが1つまた入りまして、丸い照明のその先に3本ほどまた線が引いてあると思うのですが、手前のほうの2つ、2本同じ長さのものがつり物バトンといいまして、横看板だとか、そういったものを何か表示するときに使うような、そういった器具でございます。一番ステージの後ろ側にバック幕といいまして、通常幕で白っぽいような幕がステージについているのですが、そういった幕を今予定しております。この内容につきましては、小学校の体育館のステージ、舞台装置としては標準的な装備であるということといろいろ協議した結果、このような形で計画のほうをさせていただいております。

また、左側、図面の平面図左側に放送室という部屋との間の壁にこの舞台装置を操作するためのいろいろな盤だとか、そういったものもつけさせていただきまして、計画させていただいております。この工事につきましては、おおむね1,500万ほどかかるという予定でございます。

続きまして、②の浄化槽設置工事についてでございますが、これも参考図面で説明させていただきたいと思っております。4ページをお開きください。浄化槽の工事なのですが、左側の配置図の下の部分に赤く合併処理浄化槽という引き出し線で浄化槽の位置のほうを示させていただいております。この位置につきましては、現在来賓の駐車場になっている部分、その辺にちょっとつけさせていただくのが一番ベターではないかということで、この位置に計画をさせていただいております。この合併浄化槽につきましては、今まで単独の処理浄化槽というのがこの図面ちょっと見づらくて申しわけないのですが、一番左側のほうに現在のりの部分にありまして、浄化槽のほうも単独だったということで、今回の体育館、新しくトイレもできますので、浄化槽につながりということで、合併処理の対象処理人数、計算等しますと、今の合併処理でも全然対応できる人数ではあったのですが、どうしてもこれは合併にしてくださいという県の指導もありまして、ここで合併の浄化槽に新たにつなぎかえをするという形をお願いしたいということであります。この工事につきましては、約1,300万円ほどかかる予定であります。

続きまして、③の雨水浸透井戸設置工事についてでございますが、申しわけありません。この参考資料の③、雨水浸透井戸設置の「設」という字が抜けていました。申しわけありません。設置工事についてでございますが、参考図面で説明をまたさせていただきたいと思っております。引き続き4ページの参考図面で説明させていただきます。浸透井戸につきましては、また同じ左側の配置図の今度は上の部分ですね。四角でちょっと中に丸く点線表示させていただいておりますが、4カ所ほど今、植栽になっている部分といますか、ふだん使っていない部分、この辺にちょうど設置したら一番いいのではないかとということでここを計画させていただいたのですが、これにつきましても建築の確認申請を申請しているときに、雨水処理についてこの浸透井戸、ますというのをつけてくださいというやっぱり指導がありまして、計算してこの4カ所つけさせていただいているわけなのですが、浸透井戸につきましては、右下に断面図というのをちょっとつけさせていただきました。一応井戸の一つの形状というのはいったものになります。最初に体育館のほうから雨水が配管を通過して最初の浸透井戸に入ってくるわけですが、この浸透井戸、最初がある程度満タンになったら、次にまた配管で、次の浸透井戸へいってという順次繰り返していくというような形になっております。これは計算上これで浸透井戸で雨水については宅地内処理できるという計算上に基づいておりますので、よほど大雨とか、そういったものがない限りは側溝のほうに流す必要はないのかなとは思っております。最後には道路のほうの側溝のほうにはつないではあるのですが、そちらにいく、そちらの

ほうに水が流れていくということになるときは、かなりの大雨、一応基準値を超えるような大雨が降ったときというふうに考えております。金額のほうがこの工事については約 500 万円ほど予定しております。

続きまして、④の残土運搬・敷き鉄板・整地費についてでございますが、これにつきましては、基礎工事、浄化槽工事、外構工事、今後やる予定のものについて発生する残土を一応七郷小学校のグラウンドの一番東側といいますか、一番奥のところに残土のほうを運搬しまして、整地してやりたいという内容でございます。これに関しましては、残土量が今言いました基礎工事だとか、浄化槽、外構工事、合わせると約 612 立米ぐらい出る予定でございます。この 612 立米、やっぱり外部に搬出して処理をするとなりますと、かなりの高額になってきますし、学校側のほうとも協議させていただきまして、一番奥のほうの山の部分というのですか、その辺の近いところをそう整地していただけるのであれば何ら差し支えはないということもありましたので、一番お金もかからず、できる方法としてはそこがいいのかなということで、協議の結果、そういうふうにさせていただきました。なお、トラックでやっぱり残土を運びますので、グラウンドを通らざるを得ない場所になりますので、グラウンドの一番南側の隅を通るような形にはしたのですけれども、傷めたらいけないということで、鉄板のほうを敷きながら、その上をトラックで運ぶというような状況で計画させていただいていますので、それが一応距離が結構長いものですから、鉄板 131 枚ほど敷かせていただくような計算になっております。この工事が約 350 万ぐらいかかるかなということで計算しております。

以上で工事変更の概要についての説明のほうは終わらせていただきます。

最後に、参考資料の2ページの建設工事変更請負仮契約書の写しについては、ご高覧していただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わりにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ、第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、舞台装置一式になるわけですね。当初計画した予算に載せた段階では、ではすっかりこれは落としていたということでしょうか。今後そういうことがないようにしていただきたいと思っておりますので、ちょっと反省も含めて、もしそうであれば伺いたいと思っております。

それから、このライトに無電極と書いてあるのですが、これはちょっと参

考までにどんなライトになるのか伺いたいと思います。

それと、浄化槽の件なのですが、そうしますと単独浄化槽は余る、余るといふか、使わなくなるわけですね。今どんな利用方法を考えているのか、ちょっと私と同じ意見であるのかどうか含めて、ちょっと先に伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 それでは、まず舞台装置の関係でございますが、舞台装置につきましては、当初予算設計図を見ておりませんでした。ここで今お願いしたような工事を今回提案させていただいたのですが、これにつきましては、工事設計のほうをやっていきまして、発注するに当たりまして、積算をしていくわけなのですけれども、まことに申しわけないのですが、残念ながらどうしてもちょっと予算上足りなくなってしまったものですから、一番最後の工事に当たるこの舞台装置のほうをちょっと出さずにまず発注をさせていただいたものでございます。議員さんご指摘のとおり、ちょっと私のほうの予算計上が甘かったかなということで、大変は反省しております。どうもすみませんでした。一応そういうことでございます。

続きまして、2番目のライトの無電極という表示があるけれどもということなのですが、私もちょっと電気設備に関しましては、余りちょっと知識がなくて、ここでちゃんとした回答できないのですけれども、私のわかっている範囲で言えることは、安全な電気を、照明を使いますよということは聞いていますので、そういうのがこの無電極という表示になっているのかどうかというのは、ちょっと私もわからないのですけれども、これにつきましては、ちょっと再度調べさせていただければと思います。すみません。

3番目の浄化槽の、既存の浄化槽のほうの利用方法についてはどうかということなのですが、これにつきましては、現在予定していますのは、浄化槽をこのまま使わなくなりますと、浄化槽新しいのを設置しましたら、どこかで配管を切りかえて、新しい浄化槽を使って、今までの浄化槽は使わなくなると。この切りかえた時点で中を清掃しまして、その後、今現在予定しているのは、ちょっと図面のほうにも表示してあったかなと思うのですが、山砂で中の空洞を埋めて、一応落ちたりとか、そういうことがないように安全な状態で今の現状のまま残しておくという予定しております。この残しておくというのは、これをまた解体撤去するとなりますと、地形的にのり部分にこの浄化槽ありますので、大変なお金もかかったりとか、そういうのもありますし、現在このまま残しておいても学校のほうも何ら支障はないという話もありますので、安全に山砂で埋めて、落下とか、そういったものがないようにしておい

て、とりあえずそのまま置いておくという形で今現在は計画しております。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 舞台装置、ライトの件は後ではお答えいただきたいと思います。

それで、今までの浄化槽、山砂で埋めてしまっではもったいないなと思うのですよね。午前中も雨水受けに浄化槽の件で申しあげましたけれども、やはりこれを活用したほうが私はいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうかね。これ教育長ですね。そのお考え、ちょっと伺いたいと思いますが。

○長島邦夫議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 ただいま担当のほうからお話ありましたように、これについては撤去等解体等するには、まず費用がかかるということと、それから現在の場所にそこを全部壊して云々という、また新たな地盤整備も必要だということ、それから午前中にお話ありました雨水利用でということですが、ご案内のように、七小、非常に規模が小さいということと、それから学校にもこのこと聞いてみたのですよ。現状としてこういう雨水が散水等に活用のあれがあるかと。そうしたら、学校のほうでは特段ないということでしたので、そのように今進めさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 よろしいですか。

○9番(川口浩史議員) はい。

○長島邦夫議長 ほかに。

8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 浸透井戸が4つつくられるわけなのですけれども、これはどんな水をここに入れていくという形になるのでしょうか。例えばこの体育館の屋根の水だとか、そういう雨水を中心に入れていくというふうになるのでしょうか。私なんか考えると、こういう形で目的が何なのか、ちょっとはつきりわからないですけれども、単なる雨水をその中にためて浸透させていくと。こういう形でとるのだったら、当然教員や何かのこの水洗の中で利用できないのかどうか、そういう関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

浸透井戸、先ほどちょっと私のほうで説明不足で申しわけありませんでし

た。これの井戸につきましては、要は雨水というのは宅地内処理というのが基本原則でございますので、通常は道路に側溝をつないで流すとか、そういうことではないので、宅地内で処理するものだという基本的な法がありますので、それに基づいて、今言った屋根からのとい、そういったものがみんなつながって、この浸透ます、井戸に最終的には流れていって、宅地内で処理させていくということで、この井戸をここに設置させていただいております。

あと、いろいろその再利用というのですか、トイレに利用できないかということなのですが、当初にもお話、最初の議案のときですか、工事の発注のときに説明のほうをさせていただいているかなと思うのですが、体育館のこの図面でいうと右側、東側のほうにそういった再利用の水のタンク設けまして、この体育館周りの例えば水くれ、植木だとか、草花に水をやれるような、そういったものは既に設置してありますので、計画は当初からしてありますので、そっちのほうで、水洗トイレの水はちょっとそこまではいかないのですけれども、そういう利用は一応別の件では考えております。これについては、あくまでも雨水をたくさん処理するに当たっての井戸ということで、水洗便所の水が使えないかということなのですが、そこまではちょっと考えてはおりませんでした。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、いろんな立地条件等があるのかなというふうに思っているのですけれども、あそこは裏のほう、山に面しているわけですね。雨どいなんかの水がその入ってくるという形になれば、当然木の葉や何かもかなり飛んできて、雨どいの中からこのますの中に入っていくと。その辺の対策と、例えばこの浸透井戸の中にそういうもので例えば木の葉や何か蓄積された場合の形では、最初に入ってくるところに一番たまっていくのだらうと思うのですけれども、それらの清掃等も今後必要になってくるのかどうか、そこのところもちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○長島邦夫議長 藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 木の葉だとか、そういったものにつきましては、現況でも結構側溝とかに入り込んで、流末といいますか、そういうところに結構詰まっていて、木の葉が詰まっているがために、側溝からちょっとあふれて水が流れているということもありましたです、夏の大雨が降ったときとか。木の葉を取り除くと、すうっと側溝流れていくというような現状もありました。場所的に、立地的におっしゃるとおりで、木の葉というのはこれから対策を必要なものかなとは思っております。これにつきましては、ますにはちょっと断面図の上へいくと、マンホールのふたであけないようにはなっていますので、清掃の委託を出すほどではないのかなとは思って

るのですけれども、その都度マンホールのふたをあげながら、木の葉を例え
ばたまっていたら取り除くというのは対応できるかなとは思っております。最
最終的にここに一番最初のますに当然入ってきて、それが2番目、3番へと水
があふれていかない限りは、1番目の浸透ますにどんどん、どんどんたまっ
ていくという状況は確かにそのとおりだと思いますけれども、それで掃除の
ほうは何とかできるのではないのかなというふうには思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうするとマンホールのふたというのは、子供たち
や何かに入れない、あるいは簡単にふたがあくとか、そういう形ではない方
法をとられるということに考えておいてよろしいのでしょうか。万一事故が起
きたというふうになると問題になるのかなというふうには思っているのですけれ
ども、その辺の形はどうなっているのでしょうか。

○長島邦夫議長 藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 その辺につきましては、鉄のほ
うも鑄鉄管というあの丈夫な鉄で、下水なんかで使っているようなマンホー
ルのふたと同じような、同等なもので強固なものでございますので、通常で
すと割れたりだとか、そういったことはまずあり得ないと思っております。ま
た、この場所につきましては、ふだん学校側でも生徒には入り込ませない
ように指導している場所でございますので、そういう意味からも、仮に入った
として、上に乗ったとしても落ちたりとか、そういうことはない、そういう構造
にはできていますので、安全対策上は問題ないというふうには思っております。

○長島邦夫議長 ここで、先ほど無電極ランプについて、川口浩史議員の
答弁漏れがありましたので、その答弁お願いできますか。

藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 では、先ほどの川口議員さんの
ライトの無電極ランプというのはどういうものかということなのですけれど、
ちょっと今その資料を読み上げさせていただくような形になりますけれども、
申しわけありませんが、ちょっと読み上げさせていただきます。

無電極ランプは、人工光源の一種であり、内部構造に電極を持たない高
演色性、長寿命、省電力なランプであるというのが特徴なランプだというこ
とです。

よろしいでしょうか。

○9番(川口浩史議員) はい、結構です。

○長島邦夫議長 ほかに。

第5番、小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 舞台装置につきましては、後からの要求だというのはわかりますけれども、この雨水浸透ますですよ、浸透井戸。それから、浄化槽、こういったものは当初からこれ必要とされるということはわかっていたと思うのです。特に建築確認においては、通常宅内処理といった場合には、必ず浸透ますというのは一般の建築でもついてまいります。ですから、当然最初の設計でもう1,176万円も計上しているわけですから、この設計の中には当初でこういった事柄が入ってこなかった理由というのは何かあったのでしょうか。

それと、どうしてもこういった追加工事といった場合には、どうしても随意契約的なものになりがちなのです。どうしてもほかの業者にかえるというのがいかなない事情があると思うのです。それで、もう仮契約も済ませていると思うのですけれども、この金額についての精査というものは完全にできているのでしょうか。絶対これで高くないという自信はございますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 まず最初に、当初からその設置のほうができたのではないかということでお話がありましたのですけれども、一応浄化槽につきましては、ちょっと説明のほうで言わせていただいたのですが、もともとの浄化槽のほうで処理対象人員だとか、あの体育館ができたことによって使う人の利用者数ふえますから、その人数の計算をして、その浄化槽が対応できるかどうかというのを算出するのですけれども、そのときに一応計算上は全然足りていたのです。要は大きい浄化槽にしなければいけないだとか、そういうことはなかったものですから、一応浄化槽のほうはこれつなげば大丈夫なのであろうというちょっと思いもありまして、それでその後、確認申請等の手続というのを昨年度の12月の補正で設計委託費というのをお願いしまして、12月末に入札をしまして、業者のほうに発注をしたと。12月の末に契約をしましたので、それからすぐ3月中には設計を上げて、今年度すぐ工事のほうが発注できるようにということで、発注していますので、確認のそういった業務を打ち合わせ等幾度も、まず計画で1月、2月大体かかってしまいますので、実際にその打ち合わせに行ったのが、もう2月の中旬以降、下旬ぐらいになりまして、そのときにちょっと合併浄化槽でないともうだめだという判断されたのが、もう予算計上とか、新年度のそのときにはちょっともう間に合わなかったものですから、それでちょっと当初入れられなかったという経緯がございます。これについては大変申しわけありませんでした。

あと、井戸につきましては、今までも体育館周りのそういった雨水関係、

みんな周りに側溝が入っていたりとか、そういった形でちょっと処理していたものですから、同等にちょっと考えていましたら、確認申請でやっぱり浸透井戸つけてくださいという、その中でまたやっぱり同じような時期に、そういう時期に指導されたものですから、それもちょうと予算計上のほうができなかったものですから、このときになって今お願いをしているという形になっております。これについては大変申しわけありませんでした。そういうことで、それについてはちょっとご理解をいただけたらと思っております。

あと、また契約の関係の金額のことにつきましてなのですが、これも単価につきましては、設計単価につきましては、埼玉県基準に合うものについては、まず県単価というものを採用しております。県単価が出ていないようなものにつきましては、刊行物、雑誌で建設物価だとか、積算資料だとか、そういった刊行物で値段の書いてあるような、そういったものがあるのですが、それでも、それで役場のほうも建設物価積算資料を毎月とっております、そこに出ているものについてはその単価を採用させていただいております。それが県のほうの一つの積算基準の県単をまず最初に使いなさい。刊行物を次に使いなさい。どうしてもそういったものがないものについて、特殊なものにつきましては、見積もりをとりなさい。そういった優先順位というのがつけられてありますので、位置づけがありますので、その位置づけに基づいて積算のほうも通常当初からやっておりますので、実際に高いとか安いとか、そういうことでなく、基準どおりの設計単価を採用しているという形でご理解いただけたらというふうに思っております。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) そうしますと、予定を組んだよりも、この本設計をしたほうが何か後のような印象を受けるのですけれども、それは本当は本末転倒なのではないかなという気がしておるのですけれども、そして今度追加工事、追加工事の中に、また何らかの形で設計費みたいなものもこの中に入ってくるのでしょうか。

○長島邦夫議長 藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 設計費については、変更契約等はしてございません。そのままこの追加工事にかかわるものは設計事務所の方で善意的にやっていただいております。

以上です。

○長島邦夫議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 県の単価を参考にして、それに合致しているというふうなお話でございますけれども、私どもはやはり節約することが基本でございますので、そればかりではなく、やはり民間のほうの単価というものも基

準にして、仮契約は仮契約といたしまして、ぜひもう一度ご検討、節約のほう、できるものはできるような努力をしていただきたい、そのように思います。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと今の件についてお答え申し上げたいと思います。

これは国の補助事業でやっておりまして、先ほど藤永のほうからお答え申し上げましたように、積算のルールというのが当然あるわけなのです。それに基づいて積算をして金額を出していると。そして、当初の入札の請負率というのがございますから、それに基づいて当初請け負った率に今回の変更増を掛けて現在の金額が出ているということです。

したがって、先ほど3つルール、これが1番、これが2番というふうに申し上げましたけれども、それを逸脱することはできません。当然会計検査が来て、どこからこの積算の根拠が出ているのだというものを示さなければいけませんので、先ほど藤永申したとおりでございます。

ただ、予算がどうだというお話もございましたけれども、これは経過をご存じの方はご存じだと思うのですけれども、昨年度耐震診断の調査をすることになりまして、予算をいただいて、その調査に入っていったと。その後、診断の結果によって、体育館の経過年数からいって、ここで大規模改造するより、新しく作りかえたほうがより事業効果が出るのではないかというようなこともございましたし、県を通じて国のほうから補助率のいいものも何とか導入できるというような見通しが立ったので、12月に補正、積算、いわゆる設計の予算をいただいて、それに積算入っていったわけなのです。

当然皆さんご案内のように、新年度予算をつくるのは12月から入っております、遅くともやっぱり1月の現段階では大体煮詰まってきたわけなのです。したがって、その段階では、大まかのこのくらいの予算がかかるだろうという形で新年度の予算をお願いをしていくということなのです。それは大きければ大きいほど予算をいただければ今回みたいなことはないのですけれども、そうはいつでも、平均的なこのくらいの体育館だと平米幾らだとかというのがございますし、そのほか特殊なものがあれば、それは足して予算計上するのですけれども、いかんせん時間が余りなかったという形で今回のような形になりました。したがって、それは余裕があって、設計が終わって、予算が組めればこういうことはございません。ただ、その後の先ほどお話がありましたように、今みんな県の住宅の設計のいわゆる機関に出して、指導いただくわけなのです。先ほど幾つかお話がございましたけれども、それによって当然公共施設でございますから、段々差もこういうふうにして下さいとかいう指導があるわけなのです。その後、それによって単独浄化槽

から合併浄化にかえていかなければいけないとか、浸透ますがこうだとかいう指導をいただくわけでございますので、その辺はぜひご理解をさせていただきたいなと思っています。基本的には小林議員おっしゃるように、それなりのきちっと積算ができて、それで予算を計上して工事が発注できるというのが当然のことございまして、今後についてはその辺も十分考えながらいきたいなと思います。

ただ、単価については、先ほど申し上げましたように、一定のルールに基づいて積算をし、その結果だということで、ぜひご理解をさせていただきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 時間的な制約がいろいろあったというのは、今の話で十分理解できるのですが、例えば照明、ではあえてお聞きしたいというふうに思うのですが、照明や暗幕について、どの時点でどう判断をしたのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。少なくとも建設をする段階の中で、学校長なり、教員の人たちまで、までかどうかわかりませんが、少なくとも学校長の意見というのは十分町のほうで聞いたのかなというふうに思うのですね。

今までのこの論議の話ですと、当初予算にはもう既にこの照明も暗幕もなかったと、設計されていなかったということですよ。ではどの時点でこれを入れたのか。

同時に、浸透ますについては、建築確認の際に、県の指導によってつくるといいう指導があったのだと、建築確認であれば、もう既におととの段階で、その時点はもう町は把握できたわけですよ。そういう点では七郷小学校の体育館であっても、町の開放施設になっているということは十分わかるのですが、そういう面ではその特にステージのこうした対応を図っていくのに、やはりもう3月になって、ほぼでき上がって、あとはもう本当に卒業式を待って、卒業式が多分最初の大きな行事になるのだと思うのですけれども、その時点まで議会として議論がされてこなかったというのはやはり私は問題があるのではないかなというふうに思うのですね。まして、今の話ですと、合併浄化槽についても、12月に既にもう契約をしているということになってくると、ちょっと菅谷中学校のほうも同じようなことが言えるのだと思うのですが、議会で議決をする前に契約がされている、あるいは執行がされているということは、町の姿勢として果たして正しいのかなというふうには考えるのですけれども、その辺の経過も含めて話をさせていただければというふうに

思うのですが。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

舞台の云々がいつごろどうだとかというのは、藤永のほうからまたお答えをさせていただきたいと思います。ちょっと一般的な話で恐縮なのですが、どういふふうな形で工事が進んで、どういふふうにしていくかというふうなことでございます。当然 5,000 万以上の工事については議会の議決案件ということで、当初の仮契約ができたときに議決をいただくということです。その後、当然工事が始まっていきまして、いろんなケースが出てくるわけなのです。それをどう処理するかというのは、当然今回なんかの場合には、設計会社が管理をすると、そういう委託もしております。そして、現実的には施工業者がいて、そして監督員が町の職員でいるということで、大体建築工事ですと1週間に1回ぐらいみんな打ち合わせをしていっております。

したがって、設計上ここがこうだとか、あるいは今回みたいにこういうことが問題になって、ではこれをどうしたらいいかというのは、その都度その工程会議を開いて、一定の方向を出して実際に工事が進んでいくというふうなことでございます。これは一般の土木工事なんかでもみんなそうなのですが、今、清水議員ご指摘のように、一度議決したものを当然どこで変更のお願いをするかということですが、我々が今まで行ってきておりますのは、いろんな形でその都度変更の細かいものからいけばもうかなりあるわけなのです、実際のところ。そういうものはある一定の事態になって、最終的にはこのくらいでこういう工事がふえて、逆にこういう工事がなくなって減っていくケースもありますし、それはある程度事業が進んでいかないと、最終的な見通しは立たないわけなのです。

したがって、今回みたいにこれで大体最終的にいけるだろうという形の中で、変更の議決をお願いする等一般的に行っております。ただ、これは今後の問題もでございますので、議会のほうでも一度ちょっと協議をさせていただきたいなというふうに思うのですけれども、仮に議決をしたものが今後変更すると言ったときに、どこかの時点で説明をさせていただくとか、例えばどこかの議会の全協か何かで、今こういう状況で進んでおりますけれども、将来大きな変更というのがこういうのがあって、今こうですよとかいうようなそういう機会というのですか、そういうものがお願いできれば今回みたいな最後にまとまってどうだというふうなご指摘もいかにいけるのかなというふうに思っておりますので、その辺については今後ちょっと協議をさせていただいて、説明する機会を与えていただければ、必要に応じて説明をさせていただいて、最終的に決まったところでまた議決をいただくという形が一つの方法とし

て考えられるのかなというふうに思っておりますので、その辺についてはまたご協議をさせていただきたいと思えます。

○長島邦夫議長 藤永主席主査。

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 私のほうからは舞台装置関係、あと浸透ますですか、その辺の時期の問題について答えさせていただきたいと思えます。

当初設計委託を出しまして、設計のほうが決まりましてから、当然すぐ発注するための積算というのもやっていたわけなのですが、その中で当然この舞台装置も一般的なその基準的なもので計画をしていただいて、積算のほうはやっていたしております。しかしながら、予算、全体の積み上げた積算の結果が、予算1億9,940万円だったかなと思うのですが、それに対して2億を超えてしまったということでありまして、その中でそれだとその予算の範囲内で要は発注しかできませんので、ではとりあえず当初発注するのに当たって、どれを抜こうかというときに、再度の工事になるこういう舞台装置、そういったものをちょっと外させていただいて、一回はこういった議会の場で変更のまたお願いをしなければいけないだろうというのは当然ありましたので、その時期に間に合うような工事といえば舞台装置かなということで、金額のほうもたまたま予算の範囲で抜くとうまくおさまるような形というのもあったのですけれども、そういう形でちょっとやらせていただいております。やり方については大変問題あるとは思っておりますけれども、今回につきましては、ちょっと私のほうで予算がとにかく甘かったかなという反省はしております。それにつきましては、どうかご承認いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 同じ教育委員会の管轄の中で、ふれあい交流センターについては、かなり変更申請を2回か3回ぐらいやったかなという記憶があるのですけれども、ぜひ今、副町長が言われたような形でお願いしたいというふうに思うのですね。当然今、藤永さんのほうから言われたように、契約差金って出てきますから、その部分をどう有効に活用していくかという問題も当然出てくるのだと思うのですよね。その辺が明らかになってこないと、建物ができ上がって、その実績報告みたいな形で出てくるような形が果たして町の姿勢として正しいのだろうかというふうに疑問を持つのですけれども、少なくとも年4回の議会があるわけだし、時々臨時議会もあるわけで、そういったことに合わせてやっぱりきちっと議会のほうにも報告をしてほしいなというふうに思うのですね。そうでないと、事業費そのものがどのくらいになっているのかもわからないし、まして当初設計というか、当初予算の概要の

中で予算規模が決められているために、この照明の部分が後回しになるというような形になってしまったのだと思うのですけれども、やはり必要なものは必要な経費をやっぱりかけなければだめだというふうに思うのですよね。

まして、先ほど言ったように、北部地域の農構センターはあるにしても、一つの新しい建物として、開放施設の一つになるわけですから、それなりのやっぱり設備というのは整える必要もやっぱりあるかなというふうに思うのですね。だから、そういう面では、最低限必要なものというのは、やっぱり予算的にもとっておかなければならないし、そういう面での契約差金がどのくらい出るかというのはよくわかりませんが、そういう活用も含めて早目にやっぱり私としては知らせてほしいなというふうに思っています。その辺についてはどうでしょうか。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 さっきも申し上げましたけれども、仮に当初予算の予算編成の時期があって、そのこのところでは大体概算の金額しか出ないわけなのです。最終的にはもろもろの設計が終わって、実際に幾らかかるかというのが出てくるわけなのです。今回の場合には、それが当初予算を上回ってしまったという結果、とりあえず工事的に後のほうになるだろうという照明のものを当初の設計から落として入札にかけたというのが現実なのです。

仮に今回の場合には、入札の差金がかかなりございましたので、その中で対応ができたから、今のようなお話になってきているのです。これが仮に足らなくなるというのがはっきりしておれば、逆にどこかの時点で当然予算のいわゆる増額をお願いをしなければいけないという形になるわけなのです。今回の場合はたまたま請負比率がかかなり低く入札の結果なりましたので、今まで取り残された舞台装置だとかというのは問題なくできると、そのほか県の指導によって浄化槽だとか、浸透ますもできるという形になってまいりましたので、今ここまで来てしまったのかなというふうな、逆に思えばですね。

したがって、お金が足りなくなれば、当然どこかで予算をお願いするしかないということもございます。ただ、先ほど私も申し上げましたように、議会、年に何回か開かれておりますので、議決案件については現在こういう状況ですと、今後こういうことも考えられますとか、お金については今現在こうですけれども、今後こうですとかいうものをぜひ説明をする機会をいただければ、必要に応じて皆さん方にお話をさせていただければというふうに思いますので、この点については先ほども申し上げましたように、今後の協議をさせていただいて、遺漏のないような形をお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号 工事請負契約の変更について(七郷小学校体育館改築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第5号 工事請負契約の変更について(菅谷中学校体育館改築工事)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、工事請負契約の変更についての件でございます。菅谷中学校体育館改築工事の施行に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当から細部説明を求めます。

藤永主席主査。

〔藤永政昭教育委員会こども課主席主査登壇〕

○藤永政昭教育委員会こども課主席主査 それでは、議案第5号につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。工事請負契約の変更について(菅谷中学校体育館改築工事)でございます。既に契約を締結しております金額が2億7,195万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費

税額が 1,295 万円でございます。

続きまして、今回の変更増額分で 672 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては 32 万円でございます。

増額後の総請負契約金額 2 億 7,867 万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が 1,327 万円となるものでございます。

続きまして、次のページの議案第 5 号の参考資料について説明させていただきます。

まず 1 番目として、工事名、菅谷中学校体育館改築工事でございます。

次に、2、工事変更の概要でございます。

初めに、①の二重土間コンクリートの解体撤去処分についてでございますが、参考図面で説明させていただきます。3 ページをお開きいただきたいと思っております。こちらはこの断面図は、既存の体育館の断面図になっております。これは解体工事をするに当たっての既存の断面図なのですが、ちょっと下のほうで引き出し線で二重土間という表示をさせていただいて、赤い斜線引いてあるところあると思うのですが、これが解体工事を進めていくに当たりまして、通常的设计図面にはここにコンクリートを打ってあるようにはなっていないのですが、実際にはこの赤くなっている部分、この辺がコンクリートが打ってあったということで、かなり厚いコンクリートの厚さになっていたというような状況でございます。これはちょっと横からの断面で見た絵なのですが、4 ページ、次のページの絵が基礎伏図という図面になっております。この二重土間というのがではどのあたりに重複していたのかということでございますが、この図面の左側、下のほうに Y10、Y9 というような表示があると思うのですが、Y10 から Y9 のちょっと右にまた線があると思うのですが、ここはステージです。もとの体育館のステージの部分になっております。このもとのステージ部分の左側に X1 から X8 という表示のちょっと内側のほうに①から上に向かって⑦まで表示があると思うのですが、この②から⑥、この点線の間ぐらいがまず 1 つ、厚さ 20 センチほどのコンクリートが 94 平米ほど図面にはないものが実際に出てきました。そのほか、今ステージ側以外のところがアリーナ部分になるのですが、この辺についてが厚さ 12 センチほどで 864 平米ほどコンクリートのほうが設計図にはない部分を打ってあったということでございます。合計、コンクリートの場合は立米で積算するのですが、122.5 立米ほど当初の図面にはなかったものが実際には施工してあったということで、この辺の解体撤去をして、また処分をする費用というのがかかりますということで、約 180 万円ほどお願いしたいということでございます。

続きまして、②の既存ぐいの撤去についてでございますが、これも参考

図面で説明させていただきたいと思います。また、すみません。4ページのほうをお開きいただけたらと思います。この既存ぐいにつきましては、やはり同じように解体工事に当たって、基礎工事を始めるに当たりまして、少し掘っていくわけなのですけれども、それを始めましたら、これも申しわけないですが、絵にない基礎ぐい、基礎のぐいが出てきまして、多分当時体育館をつくる時に、当初計画していたよりかと思ったよりか地盤のほう余りよくなかったということで、ぐいを打っているのかなと思うのですけれども、図面にはちょっとなかったものが、またここで基礎ぐいというのが出てきたということで、調査をしまして、実際同じところに、同じ場所につくりますから、どれだけそのもとの基礎ぐいが当たってしまうのかというのを調査しまして、下のほうにちょっと赤い線で既設ぐいと干渉という形で四角く赤いちょっと表示凡例を入れてあるのですけれども、3カ所ほどどうしても今回の設計と当たってしまうというところが出てきました。それが左上、X6とY10 というところの通りの左上のところに赤く囲ってあると思うのですが、その場所が1カ所、そのあと、右側のほうで一番上の角、X6とY1とY2の間ぐらいのところ、そのところと下から2番目のところに赤い四角で囲ってあると思うのですが、その3カ所につきまして、どうしても干渉してしまうと、このまま新しい基礎ぐいを打つにはちょっと打てないという場所が3カ所ほど出てしまいました。このぐいが左上の既設ぐい、X6と書いてある左側のほうの上のところの部分が、上のほうにちょっと既設ぐいということで引き出し線でちょっとした表示をさせていただいたのですが、真ん中辺に赤い丸で5個丸がくれてあると思うのですけれども、これがもともとあったくいですね。この部分で5本のぐいが出てきました。右側のほうの2つは同じ既設ぐいということで、引き出し線でちょっと絵をかかせていただいたのですが、赤丸が4つずつあると思います。こちらにつきましては、ぐいが4本ということで、合計5本と4本と4本ということで13本のぐいをどうしても撤去しないと新しいぐいが打てないという事態が生じまして、そちらのほうを追加させていただくということでございます。これにつきましては、約70万ほどでございます。

続きまして、③のくい工事に伴う地盤改良についてでございますが、こちらについても参考図面で説明させていただきたいと思います。5ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、今新しくまた基礎をやるのに、また土のほうをどうしても掘削、もともとあった基礎ぐいも掘り返しまするので、それで工事のほうを進めましたら、どういふのだからちょっと地下水がありまして、地盤のほうがとても軟弱な形になってしましまして、これは先ほどからちょっと話しするように、毎週工程会議もやっているのですが、緊急の場合にはやっぱり招集をして、設計者等来ていただいて、対応をどうしたら

いいかということで協議をさせていただいて、これはもう地盤改良したほうがいいでしょうということで、セメント改良材と土を攪拌して、かたくして転圧をして、くいを打ったほうが安全ですという判断になりましたものですから、その辺を地盤改良させていただくという形でございます。その範囲が周りの青い斜線が引いてある範囲の部分でございます。こちらについては面積的には640平米で、高さ的には1メートルの深さを改良させていただいております。これにつきましては、工事費として約150万円ほど予定しております。

続きまして、④の2階点検通路部開口部の落下防止手すり取り付けについてでございますが、これについても参考図面で説明させていただきたいと思っております。6ページをお開きください。こちらは今度の新しい体育館の横から切った断面図になるのですが、両サイドに転落防止手すり、ステンレス、ファイ38、2段という表示をさせていただいております。これは点検通路が両側に体育館つきますので、その当然窓もつくのですが、ちょっとこの図面が小さくて見にくくて申しわけないのですけれども、赤い丸が2つ両側ついていると思うのですけれども、そのちょっと下に、要は窓の下の部分というのですか、開口、あく部分の下の部分があるのですけれども、そこが地面から、床面から約80センチの高さで今計画されております。通常点検通路ということで、人は上がらない部分にはなっているのですが、そうはいつても、やはり上がることもあるということで、いろいろちょっと検討させていただいたのですけれども、80センチの高さだと、例えば窓をあけて、暑いときに窓をあけて、体育館で暗幕というのが当然設置されております。何かやるときに窓をあけて暗幕を閉めて何かをやるという機会も多分あるかなということで、そのときに窓があいているのがわからなくて、ちょっと寄りかかったりしたときに、80センチの高さだと、そのまま転落してしまうという、そういうちょっと危険性があるのではないかという話になりまして、急遽安全のために手すりを15センチ間隔に設けさせていただいて、一番床面から高さまで、1,100の高さまで一応フェンスがわりになるという形で、1メートル10センチの高さになるように手すりを2段両側つけさせていただけたらということでお願いするものでございます。これにつきましては、約200万円ほどかかるかなということで見込んでおります。

以上で工事変更の概要についての説明のほうは終わりにしたいと思います。

最後に、参考資料の2ページの建設工事変更請負仮契約書の写しについては、ご高覧いただけたらと思います。

以上で細部説明のほうを終わりにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ、第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 先ほども清水議員のほうから議決前執行の関係はお話があったわけですが、今後の問題について、今、副町長からお話があって、それも一つの方法かなとは思いますが、よりよい方法を探っていけばいいというふうに思うのですよね。ただ、今現在そういう話がされる前の段階で、議決前の執行がされているということですよ、この基礎の部分ですからね。もう工事は済んでいるわけですので、そのことについて長から何の話もないというのは、私はどういうふうに考えているのか。我々からすれば、やっぱり議会軽視を平気でやっているというふうにとらえてしまうのですよ。もう憲法93条で議会の設置というのは決められている。その議会にかけないで、変更を勝手にやっちゃっているということですので、やっぱりこういうことをやったことに対しての何らかの説明あるいはおわびというかな、そういうお気持ちはないのか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども、これいや、長に伺いたいのですよ。町長なり、教育長なり、副町長が責任者なの。

○長島邦夫議長 1点ですか。

○9番(川口浩史議員) 1点、1点。

○長島邦夫議長 1点ですか。

○9番(川口浩史議員) ええ。

○長島邦夫議長 では、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほどもお答え申し上げましたように、当初議決をいただいで、それで仕事がスタートするわけなのです。先ほども申し上げましたように、工事の進みぐあいによって、当然監督員がいて、設計、施工、監理するコンサルがいて、それで実際の工事屋さんがあるわけなのです。したがって、大きいものから小さいものまで種々雑多なものが出てくるわけなのです、現実的に。我々の考え方は、それはやはり執行の一つの考え方でお任せをしていただいで、物事をやっぱり進めていくと。そして、ある程度決まった段階においてまた変更議決をいただくというのを基本に考えているわけなのです。そうでないと1つの変更が起きたときに、その都度変更議決というのは私は不可能だというふうに思っております。

したがって、先ほど申し上げましたように、どこかの時点で説明することについては、今後議会とも協議をさせていただいて、遺漏のないようにしていきたいなというふうに思っておりますけれども、一つ一つ例えば体育館の図面全部ごらんになった方はなかなかいないかと思うのですけれども、こん

な厚い図面があるわけなのです。それが変わっていくわけですから、それをその都度変更議決をいただく。お金が幾ら変わっていくというのは現実的には不可能なのかなというふうに思っているのです。したがって、ある程度まとまった段階で、これで最終的な決まりがつくなという段階で変更議決をいただくというような形で今までも進めさせてきていただきました。ただ、今回みたいに額が高額になるとか、思っていたことがそうではなかったとかいうものがあるのも事実でございますので、今後については、ではどこかでこういうものについては議会に説明をさせていただくべきだとかいうものは一度、内容によって違うのかなというふうに思うわけなのです。したがって、その辺についてはぜひ議会のほうと今後協議をさせていただいて、仮にこういうようなことが将来変更になるのだったら、その都度説明をしたほうがいいたろうとかいうものを一定のルールづくりをさせていただきたいなというふうに思っています。

今、川口議員おっしゃるように、それは変更議決前の執行というのは、それはそのとおりであるかなと思っていますけれども、それは現実的に仕事を進めていくのではやむを得ない処置なのかなというふうに思っておりまして、ただ、今後こういう方法がいいたろうとかというのがあれば、ぜひ議会と協議をさせていただいて、こういうときには、では次の定例会のときに全協で説明をさせていただくとかいう一定のルールをぜひつくらせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) うん、ですから変更のルールをつくるというのは、それは私も理解しますよ。理解していますよ。どういうのがいいのかは協議して決めればいいのですけれども、問題は現時点で議決前執行というのは許されないでしょう。許されないことをやったわけでしょう。しかももう何ですか、今までもあったということなのですか、こういうのは。これが日常茶飯事にやられていたということなのですか。ちょっと私は驚きましたけれども、今の法律のもとではそれは許されないということをやっていたわけなのですから、一言あっていいのではないですかということをお聞かせいただけますよ。今までもあったのだから、何も上げる必要はない、説明する必要はないという、そういうお立場なわけなのですか。それでは全くの議会軽視ではないですか。議会の議決をもらって初めてお金は出せるわけでしょう。そういうシステムになっているわけでしょう、我々がチェックをしていくということで。だから、それを勝手に壊しておいて、一々やっていたらできませんなんていうことで、それはルールを決めた後、それを、こういうことで問題なのだから、ルールを

決めさせていただきたいということで、それ話を申し込むのにはそういう理由が必要ですよ。現時点ではやっぱり議会側には何らかの説明、謝罪、当然それはあってしかるべきだというふうに私は思いますよ。いかがですかね、それ。

いや、副町長、もう同じ答弁でしょうから、町長にちょっと伺いたいです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

川口議員さんおっしゃることよくわかります。清水議員さんからも話ございました。そういう中にありまして、議会で議決をいただいた範囲の中で、そして決めたとおりにやる。これは大前提であるわけです。そして、今も副町長の説明をさせましたが、予算がもし足りなくなった場合には当然なことなのです。議会にまたお諮りをして、ふやしてよろしいですか、どうですかということになったと思うのです。しかし、今までの工事とすると、説明をさせていただいたような内容で、どこもやっているかといったら、どこもそういう状況でやっているのだと思うのです。それが議会の中で許された範囲、認められたものという判断の中でやっていることであって、それを超えたものというもし判断がこっちにできたら、当然その予算の範囲内であっても何であっても、当然お諮りをする状況だと思うのです。しかし、予算の範囲内で、それでしかもこういう形のものはつけたほうがいだろうと、一番最初のいろんなご意見をいただく中で、その線に沿って建設を進めてきたということです。ですので、おっしゃるとおりに説明不足の部分というのは多分にあったと思うのです。しかし、今までそういうような状況で、大きい、小さいはいずれにしても、そんな形で進めさせてきていただいていたと。そして、そういう工事が一般的に行われているというような状況の中で、これからは副町長も言うように、嵐山町の中ではきちっと議会の皆様に何らかの機会ではっきりこういうような状況が変わってやっているのだなというのがわかるような形のものをどうにかつくって行って、ご理解をいただけるような方向をとっていきたいというふうに思っています。

七郷の場合もそうですけれども、当初こちらで考えていたのは、皆さんご存じのとおりですけれども、菅谷の中学校をやってから、七郷をやってからと、順番は決まっていたわけなのです。しかし、七郷がと言ったら、菅谷のほうがちょっと耐震が大変な状況なのだということになってしまって、順番が狂ってしまった。それで、両方やらなければしょうがないというような状況になってきてしまった。そこへ持ってきて、国のこういった耐震建築が締めていくのだという状況の予算が出てきたりというような状況があった中で、さてい

ずれにしてもこれはいつかはやらなければならないのだ。思い切ってこのときにやっってしまうということで説明をさせていただいて、ご理解をいただいて進めたわけでありまして、そのスタートの段階がそういうどたばたは確かにあったと思うのです。そういうこともありました。

そして、進める経過の中にもいろいろありました。手落ちもあったと思います。説明をさせていただいたとおりです。町のほうではしっかり議会の皆さんを軽視をするなんてとんでもないことでありまして、そんなことは思っていることもございませんし、これからも一緒にご指導いただく中で、「嵐山っていいなあ」という町をつくっていかうということでございますので、いい方向をご指導いただきながらつくっていきたいというふうに思っております。今回いろんな形でご心配をいただいた部分がありましたとしたら、大変申しわけなく思っております。今後に生かしていきたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは議会のほうにかなり問題があったのだなというふうに思っているのですね。というのは、ふれあい交流センターのときには、閉会中の特定事件にしていたので、割とチェックしていたのですね。それで、今回の場合、これに関しては、もう6月からのあれなので、委員会でも取り上げていなかったということがあって、それで伺いたいのですけれども、議会基本条例をつくりまして、その中でこういうふうな形の間接報告を求めるといえるものはつくっていないのですね。そういった場があったほうがいいのか、議会の側が求めないとそれができないということであるのならば、それはつくっていかないといけないと思うのですけれども、これはちょっとこの議案とは関係ないのですけれども、そこところは議会側が求めるべきなのか、行政側が自分たちでみずから判断してやっていくのか、そこところはちょっとある程度きっちりしておいたほうがいいなと思うので、ちょっとこの議案とは直接関係ないのですけれども、伺えればと思います。

○長島邦夫議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

当然私どものほうからお願いをしたいというふうに基本的には思っております。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号 工事請負契約の変更について(菅谷中学校体育館改築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成 24 年嵐山町議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 2時43分)